

## 令和3年度奈良市国民健康保険 特別会計予算

令和3年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3款事業費納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		6,879,971 <sup>千円</sup>
	1. 国民健康保険料	6,879,971
2. 使用料及び手数料		120
	1. 手数料	120
3. 県支出金		25,464,340
	1. 県補助金	25,464,340
4. 財産収入		111
	1. 財産運用収入	111
5. 繰入金		2,585,733
	1. 一般会計繰入金	2,474,733
	2. 基金繰入金	111,000
6. 諸収入		69,725
	1. 延滞金及び過料	2,001
	2. 雑収入	66,724
	3. 療養費等指定公費返還金	1,000
歳入合計		35,000,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		396,589 <sup>千円</sup>
	1. 総務管理費	310,987
	2. 賦課徴収費	84,896
	3. 運営協議会費	706
2. 保険給付費		25,163,125
	1. 給付諸費	25,163,125
3. 事業費納付金		8,995,000
	1. 医療給付費金 事業費納付金	6,070,000
	2. 後期高齢者支援金 事業費納付金	2,160,000
	3. 介護納付金 事業費納付金	765,000
4. 共同事業拠出金		22
	1. 共同事業拠出金	22
5. 保健事業費		372,505
	1. 特定健康診査等事業費	317,234
	2. 保健事業費	55,271
6. 基金積立金		111
	1. 基金積立金	111
7. 諸支出金		72,648
	1. 還付及び還付加算金	71,648
	2. 療養費等指定公費立替金	1,000
歳出合計		35,000,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険証印刷等経費	令和3年度から 令和4年度まで	5,700 <sup>千円</sup>
国民健康保険料通知書印刷等経費	令和3年度から 令和4年度まで	8,100
特定健康診査受診券印刷等経費	令和3年度から 令和4年度まで	2,000

## 令和3年度奈良市土地区画 整理事業特別会計予算

令和3年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,132,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 国庫支出金		50,263 <sup>千円</sup>
	1. 国庫交付金	50,263
2. 保留地処分金収入		259,500
	1. 保留地処分金収入	259,500
3. 繰入金		616,737
	1. 一般会計繰入金	616,737
4. 市債		205,500
	1. 市債	205,500
歳入合計		1,132,000

歳出

款	項	金額
1. 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費		245,109 <sup>千円</sup>
	1. 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費	245,109
2. JR奈良駅南地区 土地区画整理事業費		418,941
	1. JR奈良駅南地区 土地区画整理事業費	418,941
3. 公債費		467,950
	1. 公債費	467,950
歳出合計		1,132,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	千円 39,000	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業	166,500	〃	〃	〃
計	205,500			

## 令和3年度奈良市介護保険 特別会計予算

令和3年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,100,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。



第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 保 險 料		7,629,100 <small>千円</small>
	1. 介 護 保 險 料	7,629,100
2. 国 庫 支 出 金		7,601,733
	1. 国 庫 負 担 金	5,753,690
	2. 国 庫 補 助 金	1,848,043
3. 支 払 基 金 交 付 金		8,868,297
	1. 支 払 基 金 交 付 金	8,868,297
4. 県 支 出 金		4,766,470
	1. 県 負 担 金	4,491,285
	2. 県 補 助 金	275,185
5. 財 産 収 入		8,305
	1. 財 産 運 用 収 入	8,305
6. 繰 入 金		5,219,859
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	5,211,592
	2. 基 金 繰 入 金	8,267
7. 諸 収 入		6,236
	1. 雑 入	6,236
歳 入 合 計		34,100,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		664,009 <sup>千円</sup>
	1. 総務管理費	296,591
	2. 賦課徴収費	25,293
	3. 介護認定審査会費	342,125
2. 保険給付費		31,523,000
	1. 介護サービス等諸費	31,523,000
3. 地域支援事業費		1,893,286
	1. 介護予防・日常生活支援総合事業費	1,322,545
	2. 包括的支援事業費 ・任意事業費	570,741
4. 基金積立金		8,305
	1. 基金積立金	8,305
5. 諸支出金		11,400
	1. 償還金及び還付加算金	11,400
歳出合計		34,100,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事	項	期間	限度額
シルバーハウジング生活援助員派遣事業		令和3年度から 令和4年度まで	4,471 <sup>千円</sup>

令和3年度奈良市母子父子寡婦  
福祉資金貸付金特別会計予算

令和3年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		578 <sup>千円</sup>
	1. 一般会計繰入金	578
2. 繰越金		8,960
	1. 繰越金	8,960
3. 諸収入		20,462
	1. 貸付金元利収入	20,362
	2. 雑収入	100
歳入合計		30,000

歳出

款	項	金額
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		30,000 <sup>千円</sup>
	1. 総務管理費	776
	2. 貸付金	29,224
歳出合計		30,000

## 令和3年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

令和3年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,793,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		5,396,429 <sup>千円</sup>
	1. 後期高齢者医療保険料	5,396,429
2. 繰入金		1,146,923
	1. 一般会計繰入金	1,146,923
3. 繰越金		30,000
	1. 繰越金	30,000
4. 諸収入		219,648
	1. 延滞金・加算金及び過料	800
	2. 償還金及び還付加算金	7,342
	3. 雑収入	211,506
歳入合計		6,793,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		63,570 <sup>千円</sup>
	1. 総務管理費	45,470
	2. 徴収費	18,100
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金		6,515,450
	1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	6,515,450
3. 保健事業費		213,980
	1. 健康保持増進事業費	213,980
歳出合計		6,793,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費	令和3年度から 令和4年度まで	4,300 <sup>千円</sup>
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費	令和3年度から 令和4年度まで	1,800

## 令和3年度奈良市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度奈良市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 病 床 数	一般病床	349床
	感染症病床	1床
2. 年間患者数		
(1) 入院		100,010人
(2) 外来		180,195人
3. 1日平均患者数		
(1) 入院		274人
(2) 外来		615人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		842,155千円
第1項 医業収益		70,096千円
第2項 医業外収益		631,912千円
第3項 看護師養成事業収益		125,034千円
第4項 特別利益		15,113千円
	支	出
第1款 病院事業費用		887,181千円
第1項 医業費用		759,877千円
第2項 医業外費用		621千円
第3項 看護師養成事業費用		124,623千円
第4項 特別損失		560千円
第5項 予備費		1,500千円



(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	資本的収入			184,300千円
第1項	補助金			1,482千円
第2項	負担金			182,818千円
		支	出	
第1款	資本的支出			184,300千円
第1項	建設改良費			1,482千円
第2項	企業債償還金			182,818千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 医業費用

第2項 医業外費用

第3項 看護師養成事業費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 51,900千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、36,582千円である。

## 令和3年度奈良市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度奈良市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数	177,845戸
2. 年間総給水量	42,964,734m <sup>3</sup>
3. 1日平均給水量	117,712m <sup>3</sup>
4. 主要な建設改良事業	3,120,864千円
(1) 配水施設整備費	127,380千円
(2) 配水施設費	23,752千円
(3) 施設費	1,093,092千円
(4) 配水施設改良費	1,227,565千円
(5) 受託配水管改良費	268,675千円
(6) 東部地域建設改良費	105,887千円
(7) 都祁地域建設改良費	146,061千円
(8) 月ヶ瀬地域建設改良費	128,452千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		9,262,000千円
第1項 営業収益		7,724,351千円
第2項 営業外収益		1,537,598千円
第3項 特別利益		51千円
	支	出
第1款 水道事業費用		8,726,000千円
第1項 営業費用		8,226,241千円

第2項 営業外費用	483,600千円
第3項 特別損失	6,159千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,126,000千円は、過年度分損益勘定留保資金2,049,733千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額76,267千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	3,138,000千円
第1項 企業債	1,982,500千円
第2項 補助金	165,000千円
第3項 負担金	685,390千円
第4項 分担金	305,110千円

支 出	
第1款 資本的支出	5,264,000千円
第1項 建設改良費	3,336,726千円
第2項 固定資産取得費	42,160千円
第3項 企業債償還金	1,408,569千円
第4項 長期割賦金	466,545千円
第5項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
給水車の購入 (有効容量3,000ℓ)	令和3年度から 令和4年度まで	千円 21,159

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費に充当	千円 1,982,500	証書借入	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,440,894千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

- (1) 比奈知ダム建設事業割賦負担金元利償還補助金 269,684千円
- (2) 東部地域等水道整備事業簡易水道事業債元利償還補助金 117,749千円
- (3) 児童手当補助金 11,216千円
- (4) 都祁地域に係る簡易水道事業債元利償還補助金 108,639千円
- (5) 月ヶ瀬地域に係る簡易水道事業債元利償還補助金 13,346千円
- (6) 月ヶ瀬地域に係る高料金対策補助金 2,790千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、120,000千円と定める。

## 令和3年度奈良市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度奈良市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 水洗化人口	318,990人
2. 年間有収水量	35,849,000 <sup>m</sup>
3. 1日平均有収水量	98,217 <sup>m</sup>
4. 主要な建設改良事業	1,122,823千円
(1) 管渠建設費	721,174千円
(2) 管渠改良費	167,000千円
(3) 処理場建設改良費	6,600千円
(4) 流域下水道整備事業費	228,049千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		8,557,000千円
第1項 営業収益		5,770,812千円
第2項 営業外収益		2,786,180千円
第3項 特別利益		8千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		8,157,000千円
第1項 営業費用		7,592,094千円
第2項 営業外費用		555,632千円
第3項 特別損失		4,274千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,776,000千円は、過年度分損益勘定留保資金1,497,667千円及び当年度分損益勘定留保資金278,333千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2,910,000千円
第1項 企 業 債	1,961,000千円
第2項 他 会 計 補 助 金	669,637千円
第3項 国庫補助金及び交付金	234,802千円
第4項 県 補 助 金	9,053千円
第5項 負 担 金 等	35,508千円
支 出	
第1款 資本的支出	4,686,000千円
第1項 建 設 改 良 費	1,172,580千円
第2項 固 定 資 産 取 得 費	3,200千円
第3項 企 業 債 償 還 金	3,510,220千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資幹旋事業に伴う利子補給（公共下水道分）	令和3年度から 令和7年度まで	融資総額33,000千円を限度とする 年利1.00%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償（公共下水道分）	令和3年度から 令和7年度まで	金融機関からの借入総額33,000千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額
水洗便所改造資金融資幹旋事業に伴う利子補給（農業集落排水処理施設分）	令和3年度から 令和7年度まで	融資総額11,100千円を限度とする 年利1.00%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償（農業集落排水処理施設分）	令和3年度から 令和7年度まで	金融機関からの借入総額11,100千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額
下水道施設等包括的維持管理業務委託	令和3年度から 令和8年度まで	5,270,621千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 1,961,000	証書借入	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 270,870千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計から補助を受ける金額は、1,401,664千円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、100,000千円と定める。

奈良市告示第 136 号

令和 3 年 3 月 23 日付け奈良県告示第 391 号をもって大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業 3・4・101 号六条奈良阪線の事業計画の認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定により次のとおり公告します。

令和 3 年 3 月 24 日

奈良市長 仲川 元庸

1. 施行者の名称

奈良市

2. 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業  
3・4・101 号 六条奈良阪線

3. 事業施行期間

令和 3 年 3 月 23 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 事業地

(1) 収用の部分

奈良市桂木町、南京終町二丁目、三丁目及び四丁目 地内

(2) 使用の部分

なし



奈良市告示第 137 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業 3・4・101 号六条奈良阪線の事業計画の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第 2 項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 24 日

奈良市長 仲川 元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号  
奈良市建設部道路建設課

奈良市告示第138号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和3年3月24日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市南紀寺町三丁目292番地の9
申請者氏名	株式会社エステートトラスト 代表取締役 田中 洋之
道路の位置	奈良市東九条町1178番11の一部及び1178番12
道路の幅員	最大5.02m 最小5.02m
道路の延長	8.79m
指定年月日	令和3年3月24日
指定番号	第R0211号

奈良市告示第139号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年3月25日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等18体育施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり公示します。

令和 3 年 3 月 25 日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所在地
奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	奈良市中町4860番地
奈良市西部生涯スポーツセンター体育館	奈良市中町4860番地
奈良市西部生涯スポーツセンターコート	奈良市丸山一丁目905番地
奈良市西部生涯スポーツセンター球技場	奈良市丸山一丁目905番地
奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場	奈良市丸山一丁目1079番地の238
奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス	奈良市丸山一丁目1079番地の238
奈良市黒谷コート	奈良市中町2877番地
奈良市黒谷球技場	奈良市中町2877番地
奈良市緑ヶ丘球場	奈良市奈良阪町2851番地
奈良市青山プール	奈良市青山三丁目2番地
奈良市青山コート	奈良市青山三丁目2番地
奈良市平城第一コート	奈良市左京二丁目1番地
奈良市平城第一球技場	奈良市左京二丁目1番地
奈良市平城第二コート	奈良市朱雀二丁目12番地
奈良市平城第二球技場	奈良市朱雀二丁目12番地
奈良市佐保山コート	奈良市佐保台二丁目902番地の374
奈良市奈良阪球技場	奈良市奈良阪町1367番地
奈良市登美ヶ丘球場	奈良市北登美ヶ丘一丁目1761番地の2

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、奈良市七条コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり公示します。

令和3年3月25日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市七条一丁目2番1号

奈良市七条コミュニティスポーツ会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市七条一丁目12番19-1号

七条地区自治連合会

会長 榊野 緑郎

3 指定管理者の指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。